

墨で文字を書きこんだうつわ 一既刊の報告 補訂一

杉原和恵

1 はじめに

最初におことわりしておく。本稿は、当館がすでに刊行した報告書の記載を補足訂正する¹⁾のが目的であり、おもに、年報Vで報告した「富(富)」の墨書のある須恵器²⁾の碗を、ここであらためて紹介するものである。(→実測図 Fig. 72、写真 PL. 33-(1))

というのは、その報告の段階では、この碗は底の付近だけしかなく、その底も³⁾欠けており、当然ながら、底にある墨書の文字も、右下が一部欠けてしまっていた。口がないので、全体の形もわからなかった。ところがその後、欠けていた底の、まさにその残り³⁾が、収蔵庫の整理中に、ひょっこり見つかったのである。しかも、発見地として、前述報告の調査地とは約100mも離れた別の場所の名が記されており、そこの調査は年報IIIです³⁾で報告を完了していた。報告するべきを漏らしてしまっていたわけである。さらに、年報Vで報告した口の部分の破片が、新たに見つかった底の破片にびたりとくっついたため、結局、この須恵器の底から口までのほぼ完全な形を知ることにもできるようになった。

この碗が、文字を書きこんだ希少なものであることにくわえて、ひとつの碗の破片が、約100mも離れたところに分かれて埋まっていたという事実にも注目しなければならない。発見地周辺がその当時はどういう地形だったのか、^{いふつほうかんそう*}遺物包含層がどのように堆積したのか、などを考える手がかりである。今後の調査にも大いに役立つと思われるので、あわせて報告したい。

また、付属的に、墨で文字を書いた土器を研究するに際し、注意すべき点について、少々私の私見を述べさせてもらった。

* 須恵器…朝鮮伝来の灰色の硬い焼きもので、5世紀-10世紀に国産されていた。それまで日本になかった新しい技術(ロクロで作り、窯で焼く)を使ったので、元々作られていた素焼きの土師器(→109ページ補注)より格段に丈夫で精巧なものだった。

* 遺物包含層…遺物(土器や石器など)を含んでいる地層。

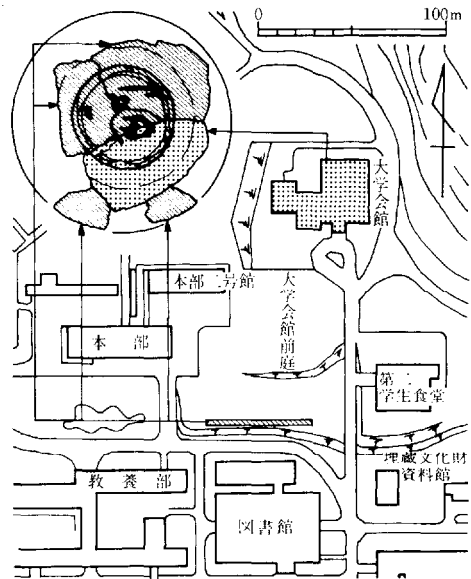


Fig. 70 「富」の須恵器 発見場所

2 墨書土器とは

墨で文字を書きこんだ土器（墨書土器）について、まずあらかじめ説明しておこう。⁵⁾ただしここでは、**律令時代**と呼ばれる7～10世紀のものを中心に取り扱う。墨書土器の移り変わりは、律令による国家の民衆支配と決して無関係ではなかった⁶⁾と考えられている。

文字（漢字）が日本人に使われたのは、今のところ5世紀の例を最古とする。⁷⁾6世紀には仏教が伝わり漢字の必要性を高めたし、⁸⁾7世紀初めの**推古**18年（610年）には、墨と紙の製法も伝えられ、文字が普及する条件は整ってきていた。事実、その翌**推古**19年からは、かの**聖徳太子**が、**三経義疏**、**国史の編纂**など、⁹⁾¹⁰⁾精力的な文筆活動を始めている。

とはいえ、当時、紙は貴重品。普段は「**木簡**」と呼ばれる木の板が、もっぱら紙のかわりに使われていた。しかし、これら昔の書物や木簡が、今に伝えられている例は少ない。文字を書きこんだ土器はそれを補うものとして、¹¹⁾第三の書簡と言えるかもしれない。

いつ頃のもの？ 最古の例は今のところ、日本が唐の律令を採り入れた7世紀で、量のピークは8～9世紀頃にあり、10世紀以降には減ってゆくようである。これはおそらく、須恵器が**釉薬**をかけた陶器にかわり、¹²⁾**漆器**や中国産の**磁器**などが使われて、墨書できる材質のうつわが減ったこともあろうが、律令制の崩壊が大きく影響したと思われる。ただし、**土師器**や、陶磁器の釉薬のかからないところを選んで書く例は、もちろんずっと後まで残り、むしろ山陽道ぞいでは、11世紀以降にそれらの墨書土器が増大する傾向にある。

どこで使われたの？ 墨書土器が発見される遺跡は、古代の役所や宮殿、寺など、やはり文字を知る人がたくさんいたと思われる特殊な遺跡が多い。しかし、関東・中部・東海など、当時「東国」と呼ばれていた地方では、9世紀以降の一般の集落遺跡から、墨書土器が多量に発見される例が最近ふえてきており、一概にそうとは言えなくなっている。

どんな文字が書いてあるの？ 人名・地名やそれを省略したもの、神仏やまじないに関する文字、などが各遺跡に共通するおもなものである。ただ、文字はひとつの土器に1字、多くて2字が普通なので、意味の理解に苦しむことが多いのが欠点。役所跡や宮殿跡などでは、これらの文字のほかに、その土器の名前や中に入れる食物の名前、建物やそこに勤務する役職の名前、そして落書きや手習いなどが加わってバラエティーに富み（一次ページ写真）、さらに、ひとつの土器に記す文字数が多くなる傾向にある。

何がわかるの？ 本当にその当時の人が書いた、生のままの文字や文章を知ることができる。それだけなら別に土器に書いたものでなくてもかまわないが、紙・木・布などが、長く埋まっているうちに土にかえり、たいていは今に姿を残さないことを考えれば、土器は

かなりの悪条件でも残るため、紙や木・布などより有利と言える。

また、土器は日常生活に欠かせぬ食器であり、書物や木簡などと違ってそう広範囲に持ち運ばれはしないので、発見された土器の性格や使用法が、即その遺跡の性格に結びつくことが多い。たとえば、掘り出された土器に書いてあった「志太厨」「志太少領」などの文字から、その場所が千年の昔、駿河国志太郡の役所であったとわかった（静岡県御子ヶ谷遺跡¹³⁾）というような例は、決して珍しくないのである。

なぜ土器に文字を書いたの？何のメリットがあるの？ 確実にわかっているのは、「炊女取不得」（あなたがた、取ってはいけませんよ!!）などたいへん素直に書いたものである（奈良県平城宮跡¹⁴⁾）。他に、小範囲の墨書土器を取り上げて、まじないに使ったとか、単に土器の整理のために書かれたとか、来客の接待や宴会に使われたらしい、などとされているが、全体の見通しにつながるものではない。第4章で、私の考えを述べてみたい。

*律令…「律」が刑法（してはいけないこと）、「令」がそれ以外の法（すべきこと）。唐の制度にならった。701年、大宝律令の制定によって完成。律令が国の基本法であった時代（大化の改新～平安時代、7世紀なかば～12世紀）を律令時代と呼ぶ。ただし本稿は、律令がすでに有名無実であった平安時代後半は含めない。

*土師器…縄文土器～弥生土器～土師器と旧来の伝統を守ってきた素焼きの土器も、須恵器の出現によって技術の改良を余儀なくされ、8世紀には土師器もロクロと窯を使って作るようになった。須恵器は、より保水性の高い陶器が出現したため平安時代で姿を消すが、土師器は改良を重ね、用途を変えながら、系譜を現在に伝える。

*厨…厨房のこと。調理場や調理具の収納施設をさし、役人の食事や公的な宴会の準備なども行われた。

*少領…郡のトップクラス（郡司）の官職名で、大領・少領・主政・主帳（四等官）のうちの第二の地位。

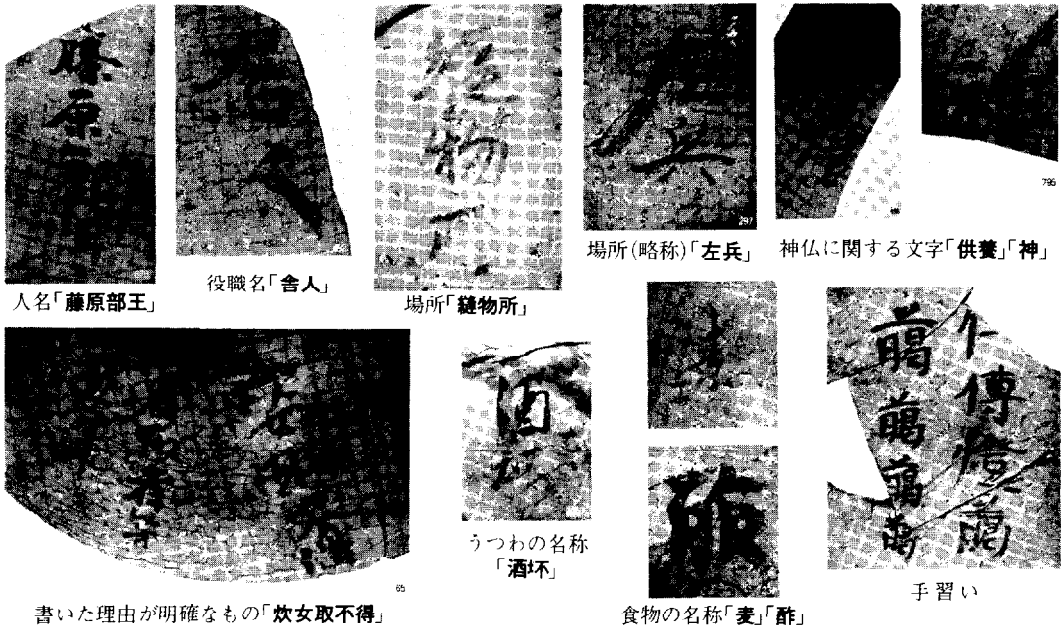


Fig. 71 さまざまな墨書文字（平城京） 注21)文献より転載、奈良国立文化財研究所許可済

3 「冨」の墨書須恵器 再報告

① 須恵器について

前置きが長くなってしまったが、最大の目的、吉田遺跡の「冨」の須恵器について、旧報告の訂正をかねて、あらためて紹介しよう。

当資料は高台こうだいのついた碗で、復原口径13.9cm（やや歪ゆがんでいるため、正確な数値とは言えない）、高台径は小さく6.6cm、器高は4.9cmである*。外面の底部と体部の境を強い回転押圧によって明確に凹ませ、体部はわりあい素直に外広がりに伸び、口縁の端を外側に曲げ、丸くおさめたものである。底は回転ヘラ切り*ののち未調整。高台は小さめで、断面は先細りするがほぼ四角形となり、底部の端に貼り付ける。が、貼り付け方は乱雑で、高台の歪みや傷なども一切調整せず、少々いびつな形になっている。

胎土たいど（使われている粘土の質）は粗く、径3mm以下の砂粒をかなり含んで砂っぽいが、焼成しょうせい（焼きぐあい）は良好。内・外底面部分の色調（青灰色：Hue 5 B 6/1）が、ちょうど円形に、他の部分（灰色：Hue 7.5 Y 6/1）よりも暗くなっている。

高台径が小さいこと、高台の作りが雑なこと、また体部が上に伸びずにかなり斜めに傾

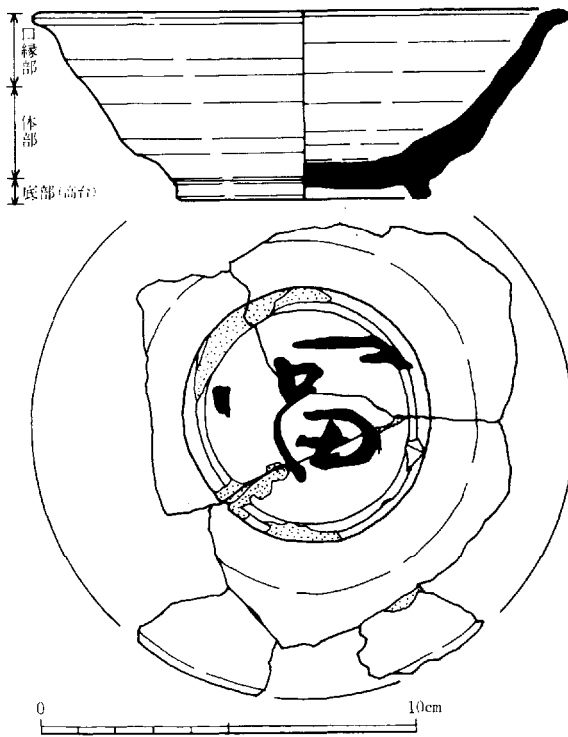


Fig. 72 「冨」の須恵器実測図

いて伸びていることなどは、中村浩氏の大阪府和泉陶邑窯いずみすゑむらやうの須恵器編年へんねん*によれば、IV型式4段階15)にあたる特徴であるが、陶邑編年も律令時代になると、山口県の須恵器には当てはまらないのが実情である。

陶邑窯の操業期（5～8世紀）のうちでも前半期は、陶邑産の須恵器はほとんど専売特許のような形で広く流通し、その形が画一的であることにより、全国共通の基準とされている。山口県とて例外ではない。ただ、どこの地方でも、地元で須恵器が生産できるようになる6世紀以降については、地元産のものに特徴的な形とか、陶邑産と地元産との流通の違いなどがあるので、

その地方独自の基準を作り出さねばならない。その基準が、山口県ではまだ完全に定まっておらず、よって特に律令時代の須恵器は、詳しい時期の推定ができないという現状なのである。事実、当吉田遺跡周辺にも、須恵器の窯が各世紀を通じてあり、地元産と陶邑産の須恵器が共存する時期があったことは、確かである（→下図）。特に、8・9世紀の陶窯¹⁶⁾、百谷窯¹⁷⁾は、吉田遺跡に近く、規模も大きい。

当地方の須恵器全体に共通する基準を、私が今見つけ出せれば問題はないのだが、残念ながらそれだけの器量も度胸もないので、この「富」の須恵器のみに限って、いつの時期のものかを考えてみよう。

近年、奈良教育大学の三辻利一教授が、蛍光X線による土器の胎土分析を精力的に行ない、その一環として当吉田遺跡に近い2遺跡（西遺跡^{にし}と小路遺跡^{しょうじ}。→下図）で見つかった須恵器について、興味深い事実を明らかにした。それによると、5・6世紀、そして7世紀のある時期までの須恵器に使われている粘土は、すべて大阪の陶邑窯のものと一致するが、7世紀には地元山口の粘土を使った須恵器があらわれ、8・9世紀には逆に陶邑窯の粘土を使った須恵器が見あたら¹⁸⁾ない、というのである。小路遺跡では8世紀後半の須恵器に墨書があるのが確認されている（→115ページ表）が、この須恵器に使われた粘土も、地元のものという分析結果だった。つまり、8・9世紀、吉田遺跡周辺では、須恵器は地元産のもののみを使っていた可能性が高いと判断されたのである。

ということは、当然ながら、この「富」の須恵器もおそらく地元産のものであり、大阪の陶邑の須恵器に照らしあわせて年代を断定することは、適当ではないということになる。

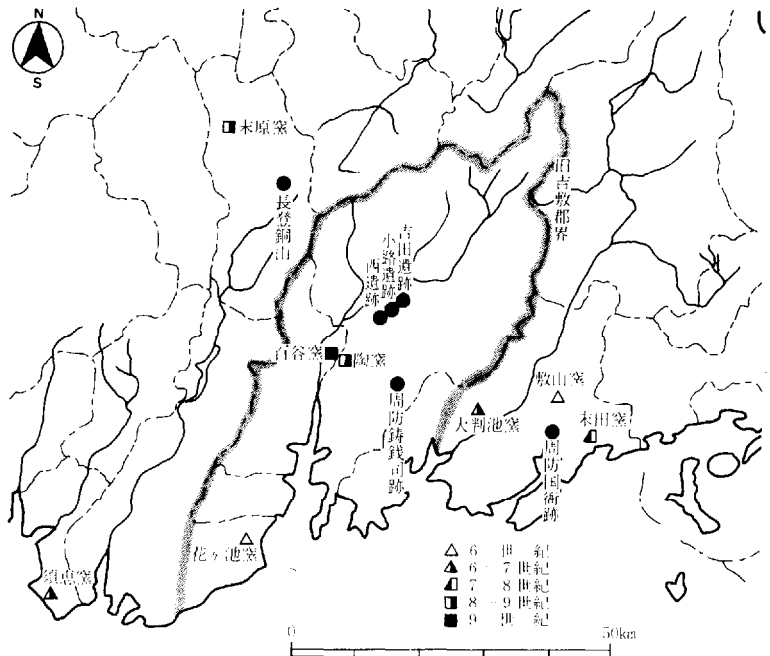


Fig. 73 吉田遺跡周辺の須恵器窯跡

「冨」の須恵器そのものの胎土分析を、機会を見てぜひお願いしてみたい。

地元のものとして考えると、口縁の端を外側に曲げるという特徴は、前述の百谷窯で焼かれた須恵器のなかによく見られることに気づく。百谷窯Ⅱ類Aという分類で、9世紀前半～中頃のものとしてされている。¹⁹⁾だから即この窯の製品だと言えるわけではないが、うつわの特徴を語る時、口の部分が占めるウエイトは高く、あまり軽視することはできない。

ただ、文献（注16）に載る百谷窯のⅡ類Aの壺は体部に丸みがあり、「冨」の壺とはかなり形が違うので、当初はこの分類の中にも含めるのはどうかと思っていたが、実際に百谷窯の須恵器を見せていただいたところ「冨」の壺に実にそっくりな形・胎土（焼き終わらずに生焼けの状態で廃棄されたものなので、焼成・色調は比較できないが、高台の雑な貼り付け方までそっくりだった）のものがあり、百谷窯の製品ではないかとの確信を深めた。

またもうひとつ、Ⅱ類Aの壺とするには体部があまりにも大きく斜めに傾きすぎているという疑問があるが、この壺の形は、高台さえ取り除いてしまえば、そのすぐあとのⅡ類Bの段階の^{つき*}坏とたいへんよく似た形となる。このことから、「冨」の壺は、Ⅱ類AからⅡ類Bへの過渡期の段階か、むしろⅡ類Bの時期に入ってから作られたものと考えたい。

はなはだ貧弱な理由ではあるが、これらのことから、「冨」の壺は、9世紀の中頃～後半くらいの時期に、百谷窯またはそれと系列を同じくする窯で作られ、この吉田の地で文字を書きこみ使用されたものと思われる。

*口径、底径（高台径）、器高…須恵器は、専門の職人が大量生産するので、ある時期にひとつの窯で焼かれたものは、ほとんど規格が統一されている。そのため、これらの寸法は大きな手がかりになる。

*回転ヘラ切り…ロクロの上で土器の形を作ったあとは、そのロクロから土器を切り離すが必要になる。その切り離し方のひとつで、土器の底になるところにヘラ状の道具をさしこみ、ロクロを回転させてぐるりと切り離す方法のことをいう。

*編年…考古学で、掘り出されたものがいつの時期のものかを定めるための手段。

同じ時代とわかっているものどうしや、明らかに時代の違うものどうしを観察してゆくと、同種類のものでも時代によって模様や形・作り方に特徴があり、それが少しずつ移り変わってゆくことがわかる。この移り変わりを順序だてて整理することが「編年」である。これは、あくまでも「AよりBが古く、BよりもさらにCが古い」というような順序（相対年代）を決めることである。土器は変化が表われやすいので特に有効であるが、たとえ信頼性の高い陶器の編年といえども、それだけでは実際の暦の上での年代（絶対年代）は決められない。

文献で存続期間がわかっている遺跡とか、いつ死んだかが確実な人の墓の中などから、たとえばBの土器が発見されると、そこで初めてBの絶対年代がわかる。変化の順序（編年）がA→B→Cならば、このBを基準にしてAやCの絶対年代も推定できる、という手順になる。（→例えば注19の周防鋳銭司の例のように）

*蛍光X線による土器の胎土分析…土器の中では須恵器についての研究が最も進んでいる。さまざまな成分どうしの総合的な対比によって、胎土に地域性のあることが確かめられている。山口県産の土器に使われている粘土は、特にK（カリウム）量が多い。

*坏…ここでは、今で言う「お椀」のうち、高台があるものを壺、ないものを坏と呼ぶ。

② 墨書「富」について

底の外面の高台内部をいっばいに使い、一部高台にもはみ出して書かれている。文字は「富」と読める（→PL. 34-(1)に実物大の写真）。

「富」は「富」の異体字²¹⁾で、画数を省略したものである。千葉県八千代市北海道遺跡²⁰⁾、奈良県奈良市平城宮跡²¹⁾、大阪府高槻市郡家今城遺跡²²⁾、京都府大宮町谷内遺跡²³⁾、富山県小杉町黒河尺目遺跡²⁴⁾などでも、同じ異体字を墨書した土器が見つかっており、本字の「富」よりもむしろこの異体字の方が一般的に使われていたと思われる（→写真 PL. 34）。

また書体等について人文学部の八木充教授^{やぎあつる}に見ていただいたところ、書き慣れた筆跡でかなりの達筆であり、書風に地方性が感じられない（つまり田舎くさくない）、都風の文字だということであった。つげくわえるならば、9世紀の段階でそのような文字を書ける人物は、中央の役人や貴族にほぼ限られるとのことである。

なお付記しておく、吉田遺跡では、墨書のある律令時代の土器は他にも1点見つかっている。須恵器の蓋²⁵⁾であるが、破片で、もともとの形を推定できず、また文字も上半分が欠けていて読めないの、「富」の塊にくらべれば、引き出せる情報量は少なかった。

この「富」の文字が何を表すのかをつきとめるために、まず、律令時代の当吉田遺跡²⁶⁾はどのようなものであったのか、についてふれておこう。第2章で述べたように、遺跡の性格によって、墨書の内容が違っているからである。

この吉田の地には、中央の律令政権に関係する、何らかの施設が存在したと考えられている。その理由は、付札^{つひふだ}（中央へ送る貢納品につける木簡。荷札の役目をする）、鈐^か（官位を示すためのベルトの飾り）、硯^{すずり*}（それも須恵器のうつわを利用した仮の硯ではなく専用に作られた硯）など、一般の集落では当時使わなかったもの、また役人・貴族だけが持つことのできたものが、この吉田遺跡²⁷⁾からは見つかっているからである。ただ、この時期の遺構^{いこう*}が見つからないので、これだけではまだ「○○という施設があった」という断定はできない。しかし施設の性格はわからなくても、役人または貴族・僧侶など、流麗な文字を書く相応の人物がこの吉田の地にいたことは、まず間違いのない事実であろう。

墨書土器は、第2章で、東国の集落遺跡から大量に見つかる書いたが、近畿以西のいわゆる「西国」では、役所跡や寺跡などの、中央との関連の深い遺跡のほかでは、今のところほとんど見つかっていない。山口県内^{すまわ}（周防国・長門国）に限れば、律令時代の最重要道路で最も交通が頻繁だったはずの山陽道ぞいの要地にあるのに、なぜかこの時代の墨書土器の発見例が極端に少なく、当遺跡²⁷⁾の2点のほかには防府市の周防国衙跡^{ほうふ}で6点、山

墨で文字を書きこんだうつわ

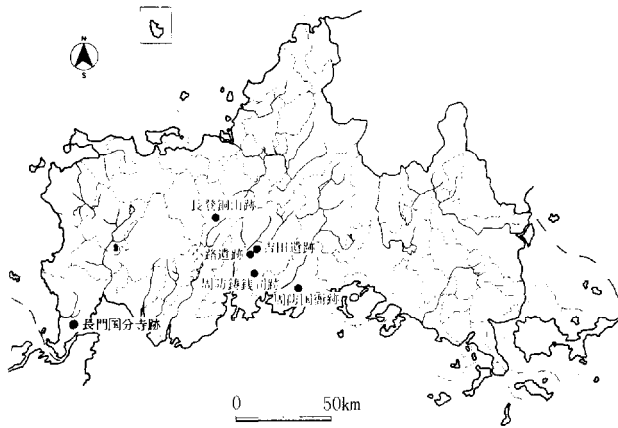


Fig. 74 律令時代の墨書土器が見つかった遺跡(山口県内)

口市しょうじ小路遺跡、口市周防すおうすせんじ銅山29)跡、美東町みとう長登ながのぼり銅山31)跡、下関市しもせき長門国分寺跡32)で各1点、発見されているのみである(→左図、次ページ。写真 PL. 34)。うち、小路遺跡を除いたすべての遺跡については、律令国家の出先機関があったことはほぼ疑いない。西国では、墨書土器も、中央との直接的な関係を示すものと考えてよさそうである。

また、墨書土器の量が少ない上にひとつの土器に書く文字の数も少ないことから、山陽道ぞいでは、その交通量のわりには文字の普及が意外に遅く、また土器に文字を書くという風習を、この地の人々が積極的に受け入れなかったものと考えられる。いかに国の出先機関の遺跡から発見されたとしても、当地方の土器に書かれた文字は、地名か人名の省略形、またはお守りやまじない的な性格をもつ可能性が高いと考えるべきであろう。

さて、「富」の文字の示す意味であるが、一字のみを流麗な筆はこびで、しかも最も文字の保存に適した高台の内側に、大きく書くということからも、やはりその文字のとおり、「富」という願いをうつわに込めたものとするのが妥当だと思う。

ただ、注意しておかなければならないのが、中世この吉田の地に存在した「恒富保」³³⁾である。「保」は、平安時代以降国衙領において、「庄」^{しょう}とは別に、農民が自力で開発した土地に与えられた名称である。「恒富保」の名が文献に登場するのは鎌倉幕府が開かれた直後の建久8年(1197年)が初めてで、それ以前のことは明らかでない。³⁴⁾「ツネトミ保」または「ツネトミ」という地名が、須恵器の年代に見合う平安時代初めごろにはすでに存在し、かつ「恒富」の漢字が当てられていたとすれば、「富」は「恒富」の省略である可能性も出てくる。

* 異体字…漢字で、同じ字ではあるが、標準と考えられている字とは違う形態のもの。

* 硯…墨書土器が見つかる東国の集落遺跡では、使われた硯はほとんどが転用硯(須恵器のうつわを硯として利用したもの)である。役所や寺では、転用硯にくわえて、専用に作られた硯(円面硯、風字硯、宝珠硯など)が使われている。吉田遺跡で見つかったのは、円面硯の破片。

* 遺構…埋蔵文化財(土に埋まっている文化財)のうち、穴や建物のあとなど、その場を動かさないものをいう。土器や石器など、その場を動かせるものは「遺物」という。それらが埋まっている場所が、「遺跡」である。

Tab. 9 律令時代の墨書土器一覽(山口県内)

遺跡名	所在地	出土地点・遺構など	墨書の器種と部位	墨書内容	時期	文献
周防国衙跡	防府市国衙字船所	昭和53年度調査(田地区)	須恵器碗、底部外面(高台内)	「可」		注28)a
	防府市国衙字船所	昭和53年度調査 東地区(5D-10)	須恵器碗、底部外面(高台内)	欠損不明	不詳	記述なし
	防府市国衙五丁目737-3番地	昭和56年度 第28次調査(GF地区)	須恵器蓋、天井部内面	「集」	8c初頭	注28)b
		SX 109下層	須恵器坏、底部外面	「田」か	8c初頭	
		防府市国衙五丁目786番地	昭和61年度第15次調査(田地区)B1口	須恵器碗、底部外面(高台内)	「国厨」	8c後半
周防鋳銭司跡	山口市鋳銭司字四辻大高	昭和40年度調査(東山地区)B下レンガ溝	須恵器坏、体部外面十字	欠損不明	8c後半	注30)
小路遺跡	山口市大字黒川小路	大溝Eトレンチ	須恵器碗、体部外面	欠損不明	8c後半	注29)
吉田遺跡	山口市大字吉田	M・N-13区とL・M-15区の包含層	須恵器碗、底部外面(高台内)	「富」(富)	8c後半	本書
		T-21区河川跡	須恵器蓋、天井部外面	欠損不明(字)	8c後半か	注25)
長登銅山跡	美東郡美東町大字長登字天切	天切地区最下層の浮の堆積中より	須恵器蓋、天井部外面	「大家」	8c後半か	注31)
長門国分寺跡	下関市長府宮の内町	西限推定地LX 120A	須恵器坏、体部外面	「美(美)」	8c前半	注32)

※高台のあるものを碗、ないものを坏とする。

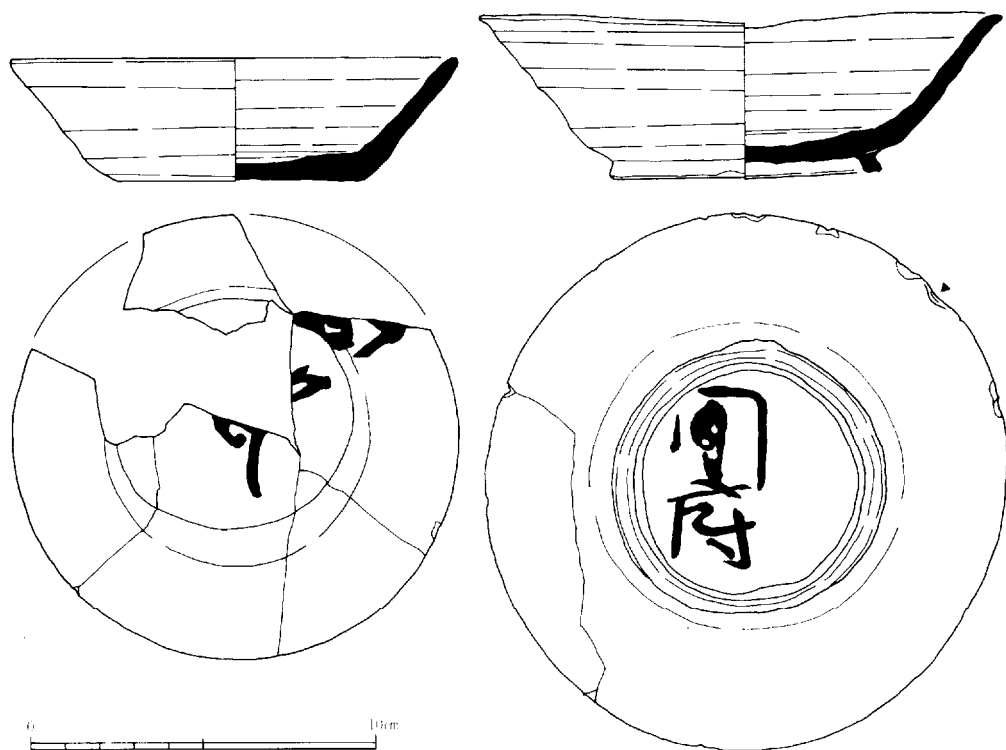


Fig. 75 律令時代の墨書土器 実測図 (左 周防鋳銭司跡 右 周防国衙跡)

③ 地下の状況について

当資料館が、これまで大学会館周辺において行なった調査（→次ページ下）はかなりの件数になる。また資料的に不明確ではあるが、資料館設置以前にも、この地域は吉田遺跡調査団によって第Ⅰ地区と称され、大学統合移転に際して多くの調査が行なわれている。³⁵⁾ これらの調査の結果からして、大学会館周辺は、学内でも遺跡保存地区周辺に次いで遺構密度の高い地域として注意されるようになった。

今回紹介した黒書土器は、大学会館敷地部分では黒色粘土層より、前庭部分では黒色・黒褐色系の粘質土層より見つかっている。直線距離にして100mも離れた場所にあった破片どうしがあまり磨滅もせずに発見され、ひとつに接合したという事実から、若干の色調、土質の違いはあれ、大学会館敷地のみならず、周辺を覆うこれらの遺物包含層全体が、同一成因によるものである可能性はすこぶる高いと思われる。事実、大学会館敷地部分では、この黒色粘土層は調査区の中の最も広い範囲を覆っていたことがわかっている。この膨大な量の遺物包含層はある場所から、いちどきに流れ込んできたということである。

ある場所——もともとこれらの遺物を使い、捨てた場所、または当時の遺構のあった所とは、どこだったのか。これまで積み重ねられた調査の成果をもとに、地形の旧状を復原してみた（→次ページ）。

既調査で判明している地盤のありかたから判断すると、現在農学部の花木園となっている丘陵は、もともとは大学会館部分を避けるように、第2学生食堂→大学会館前庭→本館管理棟の方向に裾野をのばしていたと考えられる。この裾野部分は台地状で、生活の場としては好適地。事実、これまでの調査で多くの遺構が発見されている。ただ、律令時代のものとは断定できる遺構は少ないので、積極的な証拠にはならない。

しかし、土砂（遺物包含層）がいちどきに流されていく過程で、その中に含まれていた「冪」の須臾器が、大学会館敷地と前庭下段部南端との別方向に分かれてしまったという事実を重く見たい。この状況が可能になるのは、これらの遺物包含層の起原が、第2学生食堂敷地から前庭上段の東半部あたりにあった、と考えるのが、地形と土層の堆積状況からみて、最も自然であると思う。

学生食堂付近の台地は、平地を作るためすでにすっかり削られており、今後調査をしたところで、遺構の発見はあまり期待できないだろう。律令時代の吉田遺跡に、どのような施設があったのかは、おそらく今後も、遺構ではなく遺物から判断してゆくしかなさそうである。残念といわざるをえない。

「窟」の墨書須恵器 再報告

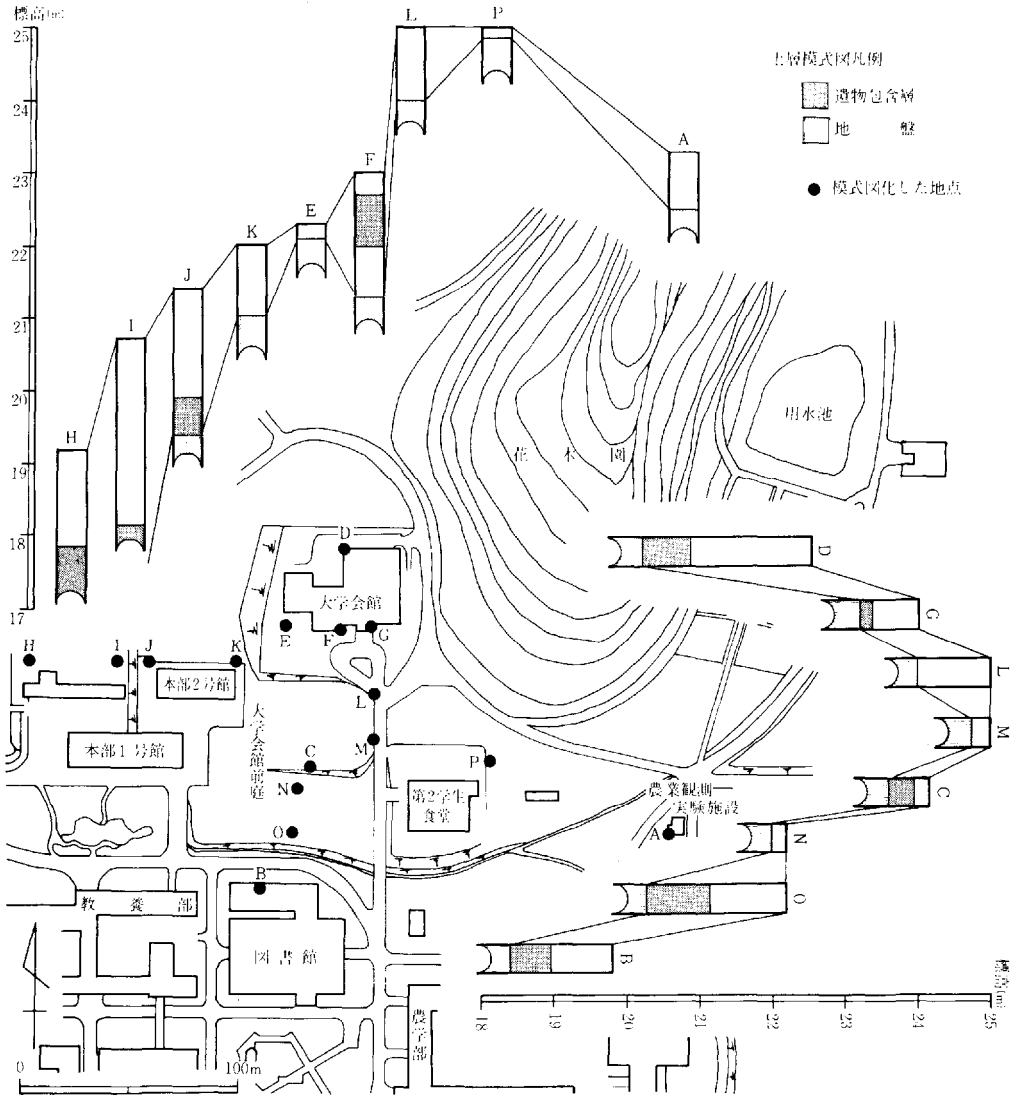


Fig. 76 学生会館周辺の地下の状況

各地点の土層模式図は、下記の調査によるもの。

- A 山口大学埋蔵文化財資料館「昭和54・55年度調査の概要」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅰ』、1982年)。
- B 同上「中央図書館増築予定地M-16区の発掘調査」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅱ』、1985年)。
- C 同上「学生会館新営予定地M-14・15区の試掘調査」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅱ』、1985年)。
- D～G →注1) a 報告。
- H～K 同上「吉田構内学生会館排水管布設に伴う発掘調査」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅳ』、1985年)。
- L・M 同上「吉田構内学生会館ケーブル布設に伴う発掘調査」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅳ』、1985年)。
- N・O →注1) b 報告。
- P 同上「汚水排水管等総改修に伴う立会調査」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅵ』、1987年)。

4 土器に文字を書いたわけ

土器に書いてある文字がいかに大きな情報源となるかについては、第2章で述べたとおりである。そのため最近、文字を集成・分類した論考がふえているのは喜ぶべきことだが、³⁶⁾墨書土器の発見例がふえるに従い、その分類はどんどん煩雑になるばかりで、基本的な原理や基準を見出すのは至難の業である。一方で、土器に文字を書くという行動自体を、当時の人がどのような意識で何のために行なったのか、³⁷⁾ということをかえりみる人は少ない。精神分野の解明は考古学的にはむずかしい、と言ってしまえばそれまでだが、木簡や古文書などと同じく、文字を読解し、それを集成・分類するにとどめたままでよいだろうか。

土器にはあくまで「うつわ」という本職がある。文字を書くために最初からそれ専用で作られる、書物や木簡とは違う。つまり、土器は元来文字を書くためのものではないのだから、文字をわざわざ土器に書くからには、「この土器にこの文字を」という意志や必然性があると考えなければならない。文字を読解することにくわえて、文字とうつわとの関係を見ることが大切なのだ。墨書土器が遺跡の性格を表わす（→第2章）というのも、元を正せば、土器は日常食器であるからあまり移動しない、ということが前提なのだから。

文字を、わざわざ紙でない物体に書き込む場合、文字とその物体とは、何か特別な要因で結びついていると考えるべきである。一つの実例をあげてみよう。

私の友人のK嬢は、プロ野球読売巨人軍の中畑清選手の大ファンであるが、かつ彼女自身も並の男以上のソフトボール速球投手である。中畑氏のサイン会が近所で行なわれた時のこと、彼女は、ぜひ自分のグローブにサインを、と勇んで会場に出かけた（数日前から、彼女はかなりの興奮状態であった）。ところが営利主義のその会場の持ち主は、サイン用の色紙を売ろうと待ちかまえ、その色紙でないとサインはできないと言う。彼女はひるまず、強引にその場を突っ切り、めでたくグローブにサインしてもらっただけでなく、人に親しく話しかけられ、握手までしてもらって、ほとんど放心状態とも言えるほどの有頂天であった。そのグローブを、彼女が以前にもまして愛用しているのは言うまでもない。

彼女にとっては、《野村克也のサイン》ではなく《中畑清のサイン》だからこそ、意味があった（ちなみに私は野村氏のほうがいい）。またそれを、《色紙》ではなく《自分のグローブ》に書いてもらったからこそ、彼女の喜びは大きかった。つまりは、《中畑清のサイン》が《自分のグローブ》に書かれたからこそ、彼女にとってサインの価値もグローブの価値もお互いに倍増したわけである。

これは、文字とうつわとの関係にもそのまま当てはまるだろう。文字を、紙や木簡では

なくわざわざうつわに書くからは、相応の理由があったはず。それを明らかにすれば、土器や文字にまつわるその時代の風俗や考え方も、より深く具体的になるに違いない。³⁸⁾

「酒坏」と書いた8世紀の土師器(→109ページ写真下段中央)が発見された。おそらく「酒坏」という呼び名の、酒を飲むためのうつわだろう。でもわざわざ土器にそう書いた理由は？よく似た形のうつわがほかにもあるから区別するためだろうか、それとも他の土器で酒を飲んじゃいけなかったんだらうか、それとも……という具合に、深く、具体的に。

ただ、このように個々の墨書土器について具体的な理由を考えても、立証はむずかしいし、ましてや墨書土器全体の見直しにはつながりにくいだろう。それを差し引いても、文字をわざわざ土器に書いた理由を考えることによって、文字を読解するのと同じくらい多くの情報が私たちにもたらされるという希望は、捨てがたいものである。

土器に文字を書いた理由となる、当時の思想をつかみたいと思っていたが、どうやら私の手に余る大仕事のようなので、せめてその指標となるよう、私なりに土器と文字との関係を整理したものを述べて、結びとしたい。結局は、次の三つのタイプに集約できる。

① **土器中心型**： 土器をまちがいなく使うために文字を利用したもの。特に文字でなくても、記号やしるしで用は足りる。上述の「酒坏」のような例。しかし、整理や区別のための、純粋に便宜的なものは少数で、②の効果を兼ねるものが多かったのではないか。

② **土器と文字との相乗効果型**： 文字を書きこむことによって、その土器に別の意味を持たせたり、価値を高めたりするものや、土器と文字とが合わさって、はじめてなんらかの意味をもつものなど。先述の《サイン入りグローブ》に代表されるような例。

③ **文字中心型**： 文字を書くために単に土器を紙がわりに利用したもの。土器と文字の間には、さしたる関係がない。³⁹⁾手習いや落書きの類。

おそらく、墨書土器のほとんどは、②に属するはずである。文字がまだ意志伝達の道具には至らず、何か意味のある記号やデザインにしかすぎないような場所では、この例が主体とならざるをえず、多分にまじない的な意味をもったのではなからうか。多くの人が文字を扱ひこなす場所では、当然一般集落とは文字に対する考え方が違うであろうが、「文字を上器に書き込むことによって、土器と文字とがお互いに付加価値をもつ、または用途が規制される」という図式は、不変のものと思う。

①③の例は、文字が普及している場所・文字を解する人がほとんどである場所でのみ、存在可能である。逆に、そのような人々がいる場所では土器の種類と量が豊富であったから、①③の例が生まれた、とも言えよう。

5 おわりに

「甗」の墨書須恵器を再報告し、ついでに、とってはなんだが、墨書土器研究の方向性について、なぜわざわざ土器に文字を書いたかという重要な疑問を解決するためには、文字の読解のみにとどまらず、文字と土器との相関に目を向けるべきだ、ということ述べたつもりである。K嬢のグローブに書かれた文字を見つけて、それを「中畑清」と解説し、「中畑清」がプロ野球選手であることをつきとめただけでは足りない。わざわざグローブに書いてある意味を考えてこそ、野球（ソフトボール）を愛し、かつ中畑選手を敬愛するK嬢の気持ちと努力が、報われようというものだ。

なお本稿の文章表現は、考古学の「専門用語」や「自明の理」に頼らずに、どこまで書けるか試みたものである。先学諸賢にはまどろっこしい表現が、多々あるものと承知しているが、その分、古代史になじみの薄い人には抵抗感の少ない文章になったと自負している。とはいえ、考古学用語なしで遺物や地層の堆積状況などを説明するというのは青息吐息のむずかしさで、専門語のぬるま湯にひたったまま、本質となるものの説明を巧みに避けて不勉強をごまかしてきた自分を、いまさらながら反省する破目におちいった。

学術用語を使わぬことに関しては、反対意見があって当然と思う。しかし、内容はさておいて、この文章を誰もが途中でくじけずに最後まで読み、理解してくれたなら、それを考古学にとってマイナスであると主張する人は、おそらく少ないだろう。

写真の転載にあたっては、奈良国立文化財研究所、(勲)京都府埋蔵文化財調査研究センターにお願いし、ご了解を得た。富山県埋蔵文化財センター、高槻市教育委員会からは、了解の上にさらに写真のご提供をいただいた。

県内の墨書土器は、防府市教育委員会の吉瀬勝康氏、山口市教育委員会の古賀信幸氏、美東町教育委員会の岩本明夫氏のお骨折りによって、直接見せていただくことができた。うち周防国衙跡の一部と長登銅山跡の資料はまだ正式に報告されていないが、特に便宜をはかっていただいた。百谷窯跡の須恵器も、小郡町公民館で見ることができた。周防鑄銭司跡の墨書土器の写真撮影は、小田村宏・古賀信幸両氏に全面的に助力いただいた。

文章表現については、同僚の木村元浩氏に助言をいただいたが、また、次の文献にたいへん勇気づけられた。やさしい文章を志す方は、ぜひご一読をお薦めする。

佐原眞「考古学をやさしくしよう」〔京都府埋蔵文化財論集〕第1集—創立五周年記念誌—、(勲)京都府埋蔵文化財調査研究センター、1987年)。

ご厚情をお寄せいただいた上記の機関・諸氏に、深くお礼申し上げます。

〔注〕

- 1) a 山口大学埋蔵文化財資料館「吉田構内大学会館新館に伴う発掘調査」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅲ』、1985年)。
b 山口大学埋蔵文化財資料館「大学会館環境整備に伴う立会調査」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅴ』、1986年)。なおこの調査は、「吉田構内大学会館環境整備に伴う試掘調査」(同書所収)に付随するものである。この試掘調査の報文と合わせて参照いただきたい。
- 2) 前掲注1) b 報告に記載のFig. 40-16 (66ページ)が当資料の墨書された底部である。

- 3) →前掲注1) a 報告。
- 4) 前掲注1) b 報告に記載の Fig. 40-14 (66ページ) が当資料の口縁の一部であったことが判明した。
- 5) 墨書土器研究の概要がコンパクトに収まっていて、入手がたやすいものとして、次の書籍が便利。
雄山閣出版株式会社「季刊考古学」第18号—特集・考古学と出土文字— (1987年)。下記のような論考を所収。
斎藤忠「考古学資料と文字—墨書土器研究の意義—」、玉口時雄「文字資料研究の現状—墨書土器—」。
- 6) 東国・北陸の集落遺跡での墨書土器の移り変わりは、律令体制の成立～改編～崩壊という流れの中で、漢字の意義や、村という組織自体のありかたが変わっていくことに関係するとされる。
a 長谷川厚「古代における文字資料研究の一試論—特に墨書土器を中心として—」(『史観』第104冊、早稲田大学史学会、1981年)。
b 古岡康暢「墨書土器」(『東大寺領横江庄遺跡』、松任市教育委員会・石川考古学研究会、1983年)。
- 7) 和歌山県橋本市隅田八幡宮蔵の「癸末年」(443年、一説に503年)の人物画像鏡に、「意柴沙加宮」という字がある。これが日本語を漢字で表わした最古の例とされる。漢字自体はずっと以前から日本に流入しているが(『漢委奴国王』の金印や「最初四年」銘の三角縁神獣鏡など)、日本語を書き表わしたものではなかった。
- 8) 仏教信仰は文化国家の証であり、仏教を理解するには経典を読むことが必要だった。
百済の聖明王が仏像と経論を献じたこと(『元興寺縁起』)「上宮聖徳法王帝説」では538年、『日本書紀』では552年)をもって、仏教の正式な伝来とするが、非公式には以前より伝わっていた。
- 9) 高句麗の僧曇徴が、絵具や磁胎(製粉用の石臼)の製法とともに伝えたという(日本書紀)。
墨の歴史については、次の文献が簡便。
水野和雄「戦国時代の生活と経済—文房具—」(『季刊考古学』第26号、特集・戦国考古学のイメージ、1989年)。
- 10) 611年に勝鬘経義疏、613年に維摩経義疏、615年に法華経義疏を著した(上宮聖徳太子伝補闕記)、620年には「天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部並びに公民等の本記」を録したとある(日本書紀)。
- 11) 奈良県藤原京跡、伝承飛鳥板蓋宮跡からの出土例が、今のところ最古のものである。
- 12) 山口県では陶磁器の底に書く例が多い。土師器の底(内外)に書いた例は、かなり特殊な使われ方をしたもののばかりで、たとえば防府市の下右田遺跡では、室町時代の建物の棟持柱の穴に梵字を書き込んだ坏が9枚埋まっていたし、下関市の長門国分寺跡では、江戸時代の溝に、155枚もの人名(「光明皇后」「行基」「義隆(大内義隆)」「洞春様(毛利元就)」など)を書いた坏が捨てられていた。儀式やまじない用と推定できる。
a 山口県教育委員会・日本道路公団・建設省山口工事事務所「山陽自動車道・防府バイパス 下右田遺跡 第3次調査概報」(山口県文化財調査報告第46集、1979年)。
b 下関市教育委員会「長門国府」(長門国府周辺遺跡発掘調査報告Ⅳ、1980年)。
- 13) 藤枝市都市開発公社・藤枝市教育委員会「志太郎衙跡(御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡)」(『日本住宅公園藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ—奈良・平安時代編—』、1981年)。
- 14) 奈良国立文化財研究所「平城宮跡発掘調査報告Ⅵ」(奈良国立文化財研究所学報第二十六冊、1976年)。
- 15) 中村浩「和泉陶邑窯の研究」(柏書房、1985年)。
- 16) 桑原邦彦・池田善文「防長地域の須恵器窯跡と編年研究」(『山口県の土師器・須恵器—集成と編年—』、周陽考古学研究所報3、1981年)。
- 17) →前掲注16) 文献。
- 18) a 三辻利一「西遺跡出土土器の蛍光X線分析」(『西遺跡』、山口市埋蔵文化財調査報告第21集、山口市教育委員会、1986年)。
b 三辻利一「小路遺跡出土須恵器の蛍光X線分析」(『小路遺跡』、山口市埋蔵文化財調査報告第27集、山口市教育委員会、1988年)。
西遺跡とも山口大学敷地と同様、萩野川の左岸にあり、山口大学から直線距離にして西遺跡約2km、小路遺跡約1km。
- 19) a 前掲注16) 文献。
b 山口市教育委員会「周防鑄銭司跡」(1978年)。
根拠は、周防鑄銭司跡(→注30)の第1次調査(昭和40年度)で、百谷窯Ⅱ類Aのすぐあとに作られたⅡ類Bの須恵器が、「宗□私印」の押捺ある粘土板と一緒に見つかったこと。「宗□」が、周防守と

鑄銭司長官を兼任していた安倍宗行をさすと考えられるので、その任期の貞観7年～10年(865～868)が、粘土板と百谷窯Ⅱ類Bの須恵器の年代の日安とされる。これから、百谷窯Ⅱ類Aがその直前、9世紀半～中頃という逆算ができる。

周防鑄銭司跡は、百谷窯からの距離も4km足らずと近く、おそらく百谷窯の須恵器の一大供給先であつたろう。

- 20) 住宅・都市整備公団首都圏都市開発本部、助千葉県文化財センター「八千代市北海道遺跡」(菅田地区埋蔵文化財調査報告書Ⅱ、1985年)。
奈良・平安時代の住居全114軒のうち、48軒で墨書土器が発見され、うち18軒に「窟」の文字が見られた。
- 21) 奈良国立文化財研究所「平城宮出土墨書土器集成Ⅰ」(奈良国立文化財研究所30周年記念史料(史料第25冊)、1983年)。第32次調査で見つかったもの。
- 22) 高槻市教育委員会「郡家今城遺跡」(『嶋上郡衛門閣連遺跡発掘調査概要・12』、高槻市文化財調査概要ⅩⅡ、1988年)。
- 23) 財団法人埋蔵文化財調査研究センター「谷内遺跡」(『考古展・第7回小さな展覧会—昭和62年度発掘調査の成果から—』、1988年)。
- 24) 富山県教育委員会「黒河尺目遺跡」(『都市計画街路 七美・太閤山・高岡線内遺跡群発掘調査概要(5)』、1987年)。
- 25) 山口大学埋蔵文化財資料館「市道神郷1号線および問田神郷線の送水管管理に伴う立会調査」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅵ』、1987年)。遺物は山口市教育委員会に保管されている。
- 26) 当吉田遺跡の古代・中世については、次の文献をぜひお読みいただきたい。
森田孝一「周防国吉敷郡吉田における古代・中世の様相—吉田遺跡をめぐる諸問題—」(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅳ』、山口大学埋蔵文化財資料館、1985年)。
- 27) →前掲注1) a 調査で発見。
- 28) 周防国の古代の役所跡。今の県庁。墨書土器が載るのは次の報告。調査は継続中で、未報告のものもある。
a 防府市教育委員会「周防国府跡昭和53年度発掘調査概報」(『防府市文化財調査年報』Ⅱ、1979年)。
b 防府市教育委員会「第28次調査(GF地区)」(『防府市文化財調査年報』Ⅵ、1984年)。
- 29) 明確な律令時代の遺構は、墨書土器を含んでいた大溝だけである。→前掲注18) b 文献の本論。
- 30) 平安時代の国営の貨幣製造所。鑄銭司は、天長2年(825年)に長門国から周防国に移された。11世紀頃には実際の機能はなくなるとされている。→前掲注19) b 文献。
ただし墨書土器は、土師器と報告されていたが、山口市文化財センターで見せていただいたところ、焼成の不十分な赤っぽい須恵器であり、文字は底面だけではなく体部にも書かれていた。同様な色の須恵器は多く、第1次調査で土師器と報告されているものの中にはかなりの割合で須恵器が混じっていると思われる。
- 31) 奈良時代、東大寺の大仏を作るための銅は、この銅山から採掘したものであり、「長登」の地名は、銅を献上したほうびとして朝廷から賜った「奈良登」の名に由来すると伝えられる(文献a)。
1988年に至り、東大寺境内の調査で大仏の鑄造跡が発見され、その銅のカスの成分にはヒ素が多く、長登銅山産の銅に酷似するという分析結果が発表された(文献b)。さらに同年、長登銅山跡の試掘調査が行なわれ、銅のカスの堆積に混じって多量の奈良時代の土器が発見され、そのなかに「大家」の墨書須恵器があったわけである。造東大寺司が管轄するような施設があったと考えても決しておかしくない。
a 池田善文「美東町長登発見の須恵器について」(『塔ノ塚発掘調査報告書』、美東町文化財調査報告第1集、美東町教育委員会、1975年)。
b 池田善文「奈良の大仏と長登銅山」(『山口県地方史研究』第59号、山口県地方史学会、1988年)。
- 32) 天平13年(741年)の聖武天皇の発願により、諸国に造営された官寺のひとつ。墨書土器を含んでいた性格不明の溝状遺構は、この同分寺創建以前のものとされる。
神綱興産株式会社・下関市教育委員会「長門国分寺」(長門国府周辺遺跡発掘調査報告Ⅵ、1988年)。
- 33) →前掲注26) 論文。
- 34) 平子重経が、吉敷郡の仁保庄と恒富保の地頭職を幕府から任命されたという記事(三浦文書)が最初である。
- 35) 特に、第2学生食堂建設時には、古墳時代を中心とする多数の遺構・遺物が発見され、律令時代の大溝もある。
- 36) おもなものは、前掲注5) 文献の中で取り上げてあるので、そちらをご覧ください。

注

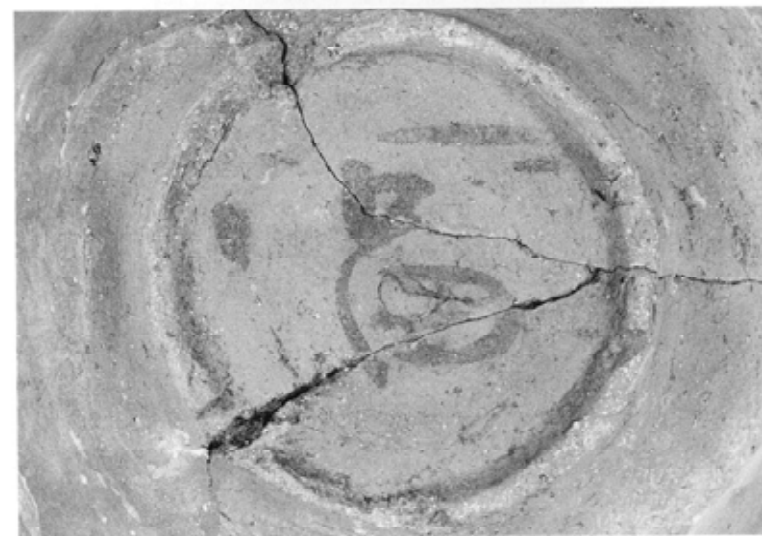
37) →前掲注6) 論考など。

38) 木簡も、紙がかなり普及した鎌倉・室町時代には、紙の代用品としての意識が薄れて、紙とは明確に使い分けられるようになっていたらしい。材質としての木の長所が、木簡の記載内容や用途に影響したという。水藤真「木に墨書すること—中世木簡の用例—」(『史学雑誌』第93編第11号、史学会、1984年)。
木のメリットは、持ち運びに便利なこと、耐久性があること、風雨にさらされても文字が消えないことなどで、そのため特に荷札や鑑札、立て札など、要するに不特定多数の人間に伝達したい時に使うことが多かったという。

『なぜ紙ではなく木に文字を書いたのか』という疑問の答えとして納得のいくものであるし、それを根拠にして、文書として現存している法令などが、どの地域・どの階層の人々にまで実際に伝達されたのか、という社会的な問題が、実は木の札(木簡)の発掘という考古学的手法を用いて立証できる、という考えにまで至っている。文字と木簡を見る視点として、墨書土器にそのまま当てはめることはできないが、たいへん興味深い。

39) むしろ、たわむれに文字を書き込むことは、うつわに死を与えることになり、書かれた時点でそのうつわはうつわとしての機能を失う、とする考え方もある。エッセイ的小文のため論証には乏しいが、示唆に富む。水野正好「文字と器と—その交感の世界」(『盾列』8号、奈良大学考古学研究会、1982年)。

墨で文字を書きこんだうつわ(1)



(1) 古田遺跡の墨書土器「富」



(2) 平城京跡「富」
(奈良国立文化財研究所
保管 掲載許可済)



(3) 郡家今城遺跡「富」
(高槻市立埋蔵文化財調
査センター保管)

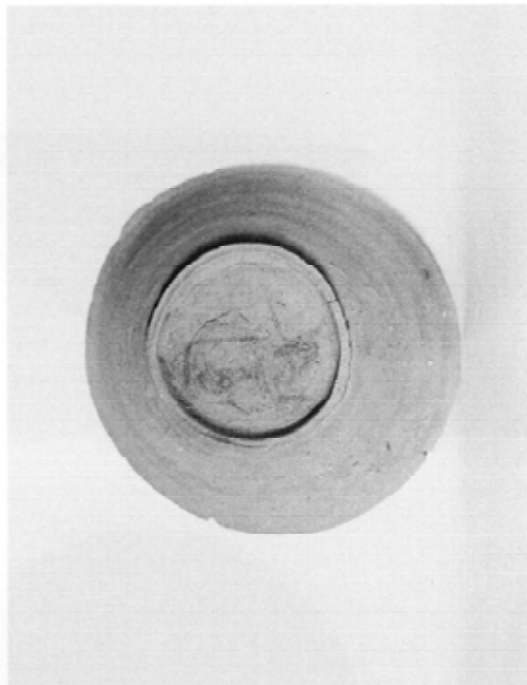
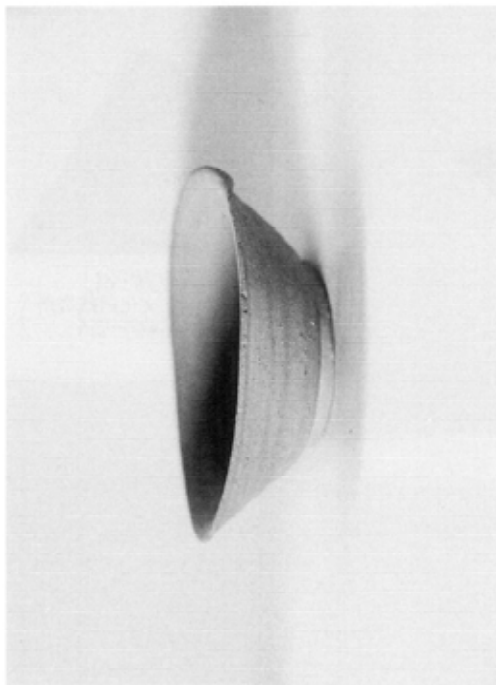


(4) 谷内遺跡「富」
(財団法人京都府埋蔵文化
財調査研究センター保管)

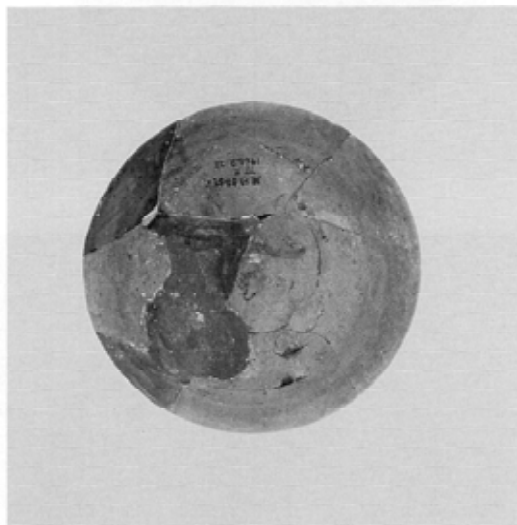
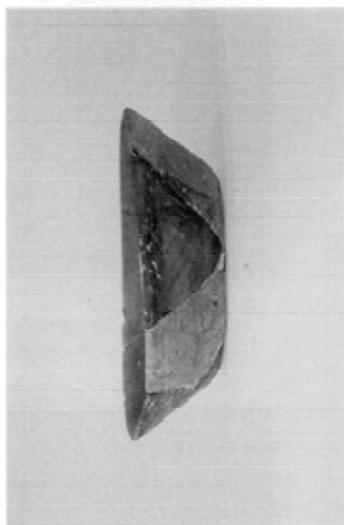


(5) 黒河尺目遺跡「大富」
(富山県埋蔵文化財センタ
ー保管)

墨で文字を書きこんだうつわ(2)



(1) 西防国高跡発見の墨書土器「国尉」(防府市教育委員会保管・未報告資料)



(2) 西防鑄銭司跡発見の墨書土器(山口市教育委員会保管)